第

1386

뮦



1994年1月6日創刊:毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

4999 平成11年 8月<math>26日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町 3 - 1 - 1 0 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-6209-8145

⁴ 相続人に未成年者がいる場合の遺産分割

Q: 先日、夫が交通事故で亡くなりました。 相続人は妻の私と高校生の息子です。

ところで、相続人に未成年者がいる場合、 遺産分割の協議はどのようにするのでしょう か。

A:子供のために特別代理人の選任を家庭 裁判所に請求しなければなりません。

【解説】

民法では、未成年者の法律行為に法定代理 人の同意が必要であると定めています。つま り、遺産分割に、未成年者が加わる場合は、 その未成年者の法定代理人を選任する必要が ある、ということです。

この場合、父親の相続に際して、母親と未成年者の子供が相続人であるとき、母親は、 法定代理人になれません。

母親と子供は、相続上利益が相反する関係にあるため、中立的な第三者の選任が必要になります。親権者である母親は、特別代理人の選任申立書を家庭裁判所に提出して、代理人の選任を請求しなければなりません。

特別代理人には、未成年の子のおじ・おばなどの相続人でない親族が選任されたり、場合によっては弁護士が選任されることもあります。

未成年の子がいるにもかかわらず、特別代理人の選任をしないでなされた遺産分割の協議は、無権代理行為として、未成年の子が成人に達した後に追認しない限り無効となります。







